

田園まちづくり制度

# 加古川市移住・定住助成金

加古川市では、志方町、平荘町、上荘町、八幡町で、田園まちづくり計画が策定された地区への移住・定住を促進するため、集落区域内に移住される方を対象とした助成制度を創設しています。

対象区域は田園まちづくり計画を策定されている地区内で、土地利用計画に定める「集落区域」内に限られます。詳細については、加古川市ホームページ (<https://www.city.kakogawa.lg.jp/>)

でご確認ください。助成金は、予算の範囲内での交付となります。

市外  
移住 50万円

市外からの転入者  
住宅の取得・建替え・改修等  
対象経費の10/10 最大50万円

空家  
活用 100万円

空家活用する転入者  
空家の取得・建替え・引越等  
対象経費の1/3 最大100万円



# 申請までの流れ

## 対象区域

田園まちづくり地区  
土地利用計画の  
集落区域内

## 確認事項

基本的な確認事項

## 対象者・補助額

- ①市外からの移住
- ②空家の活用

## 窓口相談

詳しい聞き取り  
申請書のお渡し

## 申請

各種調査  
交付審査

## 対象区域

- 田園まちづくり計画を策定している地区にある
- 土地利用計画図で「集落区域」に指定されている



田園まちづくり計画の策定状況や、土地利用計画図の指定状況については、まちづくり指導課のホームページからご確認ください。



## 確認事項

- 申請地で、10年以上居住する意志がある
- 耐震性能を有する家屋である
- 建築許可等の手続きが適正に行われている



## 対象者・補助額

### ①市外からの転入者

- 1：住宅を新たに取得する者
- 2：親世帯等の居住地に同居・近居する単身でない世帯を構成するU・Jターン者

### ②空家活用する転入者

空家を新たに取得し、改修又は建替える者  
(空家をそのまま使用する場合も可)  
※従前の住所が加古川市内でも対象になります。

対象番号	補助上限額	補助率	補助対象経費	
市外からの転入者	① - 1	50万円	10/10	住宅取得に要する費用・住宅の改修又は増築若しくは建て替えに要する経費・引越しに要する費用
	① - 2	50万円	10/10	住宅の改修及び増築に要する経費・引越しに要する経費
空家活用する転入者	②	100万円	1/3	空家取得に要する経費・引越しに要する経費・空家の改修又は増築若しくは建て替えに係る経費

※空家とは、建築後10年以上経過しており、契約前の空家期間が6カ月以上続いている住宅です。  
※昭和56年5月31日以前に建築された住宅を使用する場合は、耐震性能を満たすことが条件となります。  
※交付対象となる建築物は、都市計画法上の手続きが適正に行われていることを前提としています。

## 申請の手続きについて

- 申請書および誓約書等
- 必要書類チェックリスト

窓口で聞き取りをさせて頂き、助成金の交付見込みがある場合は、申請書と必要書類チェックリストをお渡ししますので、必要書類を揃えてご提出ください。

## 申請書提出後の流れ

申請書等をご提出頂いた後、納税状況や他の助成金の受給状況等を調査します。提出書類に不備がないか確認後、交付決定の有無を判断し、通知します。